

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会（以下「この法人」という。）の定款第16条第3項及び第34条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、特別手当を支給することができる。
- 4 常勤役員の退任に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給することができる。

(役員報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、月額50万円を上限として、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(役員報酬の支給)

第5条 報酬の支給日及び支給方法並びに報酬により控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準じる。

(特別手当)

第6条 特別手当は、常勤役員特別手当支給基準（別表1）に基づき、常勤役員報酬月額に支給率を乗じた額とする。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員退職手当支給基準（別表2）に基づき、常勤役

員報酬月額に在任月数及び常勤役員報酬月額に対する支給率を乗じた額とする。ただし、在任期間は就任日より起算して6年間を上限とし、在任1年未満については支給しない。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程により支給することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

2 財団法人海難審判協会 役員報酬規程（昭和54年10月25日制定）は、廃止する。

附 則(平成27年10月14日)

1 この規程は、平成27年11月1日から施行する。

2 この規程は、移行登記の日以降引き続きこの法人の常勤役員である者の在任期間は、その者の旧法人の常勤役員としての在任期間をこの法人の常勤役員としての在任期間とみなす。

(別表1) 常勤役員特別手当支給基準

区 分	報酬月額に対する支給率
6月	100分の210
12月	100分の230

(別表2) 常勤役員退職手当支給基準

在任月数	報酬月額に対する支給率
1月	100分の4.2

